

## 1 高砂市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第40条第8項の規定に基づき、高砂市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 委員の定数は45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門員を補佐する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表 防災会議の項の次に次のように加える。

国民保護協議会	委員	日額	9,000円
	幹事	日額	9,000円

## 2 高砂市国民保護対策本部及び高砂市緊急対処事態対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により設置する高砂市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び法第183条において準用する法第27条第1項の規定により設置する高砂市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を統括し、その職員を指揮監督する。

- 2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員、県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、市の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策に関して必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 3 高砂市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、高砂市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章等)

第2条 特殊標章は、腕章、帽章、旗及び車両章とし、その表示及び制式は別表に定めるところによる。

2 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項の規定により腕章等の交付を受けた者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ暇がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対し、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失した場合又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書(様式第4号)により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、身分証明書再交付申請書(様式第5号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が第3条各号に掲げる身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条各号に掲げる身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会をとらえ、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(事務)

第18条 市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、企画総務部危機管理室において行う。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

附 則

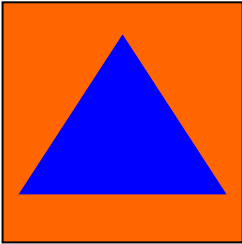
この要綱は、平成19年1月1日から施行する。



附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：高砂市 1)</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

#### 4 高砂市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、高砂市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章等)

第2条 特殊標章は、腕章、帽章、旗及び車両章とし、その表示及び制式は別表に定めるところによる。

2 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ暇がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対し、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失した場合又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が第3条各号に掲げる身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条各号に掲げる身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会をとらえ、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(事務)

第18条 消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、消防本部総務課において行う。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示 形 状		制 式
	位 置	示 形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：高砂市消防本部 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

## 5 指定避難施設とその基本的役割

### ① 地域防災計画に定める広域避難場所

施設名	防災上の位置づけ	収容可能人員(人)	
		屋外	屋内
総合運動公園	地域防災拠点・臨時ヘリポート(サブグラウンド)・救援物資集積場所(陸上競技場・野球場)・広域応援部隊活動拠点(公園・駐車場)・広域避難地(公園・駐車場)・避難所(総合体育館)・応急仮設住宅建設候補地(サブグラウンド・多目的広場)・遺体安置所(体育館内)	29,900 9.0ha	600 2,500㎡

### ② 地域防災計画に定める一次避難地

施設名	他の防災上の位置づけ	収容可能人員(人)	
高砂公園		4,900	1.5ha
新浜公園		3,500	1.0ha
アスパ高砂店		11,900	
マックスバリュ梅井店		5,100	
天川東公園	地域防災拠点	4,500	1.3ha
曾根松原公園		4,700	1.4ha
米田多目的広場	地域防災拠点・応急仮設住宅建設候補地	7,100	2.1ha
市ノ池公園	地域防災拠点・臨時ヘリポート 自衛隊受入拠点(駐屯スペース)	35,000 10.5ha	

### ③ 知事が指定する市内の避難場所及び避難所

地区	施設名	防災上の位置づけ	収容可能人員(人)	
			屋外	屋内
高砂	高砂小学校	コミュニティ防災拠点(避難所) 津波避難所	2,800	500
	高砂中学校	避難所	2,400	500
	高砂公民館	避難所		100
	文化会館	福祉避難所・津波避難所		200
	高砂地区コミュニティセンター	ボランティア宿泊所・一時避難所		100
	高砂高等学校(県)	避難所	5,000	500
	高砂南高等学校(県)	避難所	5,000	500
荒井	荒井小学校	コミュニティ防災拠点(避難所) 防災倉庫(救援物資集積所)	3,400	500 60㎡
	荒井中学校	避難所 体育館・武道館(救援物資集積所)	2,200	500 1,756㎡
	荒井公民館	避難所		100
伊保	伊保小学校	コミュニティ防災拠点(避難所)	2,500	500
	伊保南小学校	コミュニティ防災拠点(避難所)	3,600	500
	中央公民館(兼伊保公民館)	避難所 大会議室(救援物資集積所)		200 2,358㎡

地区	施設名	防災上の 位置づけ	収容可能人員（人）	
			屋外	屋内
中筋	中筋小学校	コミュニティ防災拠点（避難所） 臨時ヘリポート	4,700	500
	竜山中学校	避難所・救護所	5,500	500
	中筋公民館	避難所		100
曽根	曽根小学校	コミュニティ防災拠点（避難所）	2,400	500
	松陽中学校	避難所・臨時ヘリポート	4,300	500
	曽根公民館	避難所		100
	松陽高等学校（県）	避難所	5,000	500
米田	米田小学校	コミュニティ防災拠点（避難所）	5,700	500
	米田西小学校	コミュニティ防災拠点（避難所）	2,900	500
	宝殿中学校	避難所	4,500	500
	米田公民館	避難所		100
	隣保館	避難所		50
阿弥陀	阿弥陀小学校	避難所	2,300	500
	鹿島中学校	コミュニティ防災拠点（避難所）	5,700	500
	阿弥陀公民館	避難所		100
	生石研修センター	ボランティア宿泊所・一時避難所		300
北浜	北浜小学校	コミュニティ防災拠点（避難所）	2,800	300
	北浜公民館	避難所		100

\*（県）は、県立の避難施設



## 6 関係機関一覧表

### 1 警報等を通知する関係機関

機 関 名	所在地	電話番号	F A X	備 考
高砂市消防団（消防本部）	高砂市伊保 4-553-1（団長）	079-448-0119	448-0928	委員
高砂市医師会	高砂市高砂町朝日町 2 丁目 1-5	079-442-0794	443-2222	委員
BAN-BAN ネットワークス(株)	加古川市加古川町粟津 26-2	079-421-3736	420-3735	委員

（注） 備考欄の「委員」は国民保護協議会委員

### 2 警報等を優先して伝達する関係機関

機 関 名	所在地	電話番号	F A X	備 考
高砂市連合自治会	（会長）			委員
高砂市漁業組合連合会	（会長）			
高砂市商工会議所	高砂市高砂町北本町 1104	079-443-3720	442-0369	委員
高砂市社会福祉協議会	高砂市高砂町松波町 440-35		443-0505	委員
白陵高等学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 2260	079-447-1675	447-1677	

（注） 備考欄の「委員」は国民保護協議会委員

### 3 その他の関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
西日本旅客鉄道(株)加古川駅	加古川市加古川町篠原 30-1	079-422-3460	421-2610
西日本旅客鉄道(株)宝殿駅	高砂市米田町神爪 1 丁目 15-6	090-7556-5940	432-3535
西日本旅客鉄道(株)曾根駅	高砂市阿弥陀 1 丁目 6-6	090-7556-5941	447-0112
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440	326-7363
関西電力(株)加古川営業所	加古川市加古川町北在家 2552	080-0777-8082	421-9068
山陽電気鉄道(株)鉄道事業本部	明石市大明石町 1-4-1	078-913-2853	
山陽電気鉄道(株)高砂駅	高砂市高砂町浜田町 2-1-1	079-442-0144	
神姫バス(株)加古川営業所	加古川市神野町石守 1-95	079-423-2231	423-2233
大阪ガス(株)兵庫導管部	神戸市中央区港島中町 4-5-3	078-303-7777	06-6202-5830
陸上自衛隊第 3 特科隊	姫路市峰南町 1 - 70	079-222-4001	222-4001
海上保安庁加古川海上保安署	加古川市別府町港町 14-2 港湾合同庁舎	079-435-0671	435-0726
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-9889	241-6990
N H K 神戸放送局	神戸市中央区中山手通 2-24-7	078-252-5000	252-5100
N H K 姫路放送局	姫路市元塩町 101	079-225-1904	285-3822
(株)ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-362-7373	362-7403
(株)サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町 6-9-1	078-303-3130	303-3158
神戸新聞社高砂支局		080-2456-4802	421-1023
朝日新聞社加古川支局	加古川市加古川町備後 93-2	079-422-2045	424-8630
毎日新聞社加古川通信部	加古川市加古川町北在家 2596	079-424-3751	427-2084
読売新聞社加古川通信部	加古川市加古川町西河原 11-1	079-423-1213	427-0750
サンケイ新聞社加古川通信部	加古川市尾上町安田 889 レオパレス鶴林 102 号	080-3536-9625	421-7520